

学校生活上の留意点 (食物アレルギー・アナフィラキシー)



学校生活管理指導表：学校生活上の留意点

■安全を第一に考えた給食提供

■食物アレルギーは学校で初発することも珍しくない

■食物アレルギーは給食現場・教室内だけで起こるとは限らない



学校生活管理指導表

学校生活上の留意点	
A. 給食	
1. 管理不要	
2. 保護者と相談し決定	
B. 食物・食材を扱う授業・活動	
1. 配慮不要	
2. 保護者と相談し決定	
C. 運動（体育・部活動等）	
1. 管理不要	
2. 保護者と相談し決定	
D. 宿泊を伴う校外活動	
1. 配慮不要	
2. 食事やイベントの際に配慮が必要	
E. その他の配慮・管理事項（自由記載）	

1. 管理不要

- ・学校として特別な配慮は不要。
- ・保護者からの要望による対応は行わない。

2. 保護者と相談し決定

- ・具体的な場面を想定して既往などの情報を収集する。
- ・対応はガイドライン・指導表に沿った範囲に止める。

保護者からの要望のみによる対応は行わない！

学校生活上の留意点：A 給食

■ 学校給食での対応の基本的方向

- **学校給食の意義**

「食の大切さ」を理解し、「食事の楽しさ」を知るための教材
食物アレルギーの児童生徒も給食を楽しめることを目指す

- **食物アレルギーの児童生徒への対応**

各学校、調理場の能力や環境に応じて対応する。



ポイント！

学校給食は、現場の物理的・人的体制も勘案すれば、
児童生徒・家族の要望を全て満たせないこともある。

最終的な方法・方針は学校が決定！

学校生活上の留意点：B 食物・食材を扱う授業・活動

■ 微量の摂取・接触により発症する児童生徒に対する配慮

- ・「食べる」だけでなく、
- ・「吸い込む」「触れる」ことも発症の原因となる！

想定しうる具体的な活動例

- ・牛乳パックの洗浄（工芸体験）
- ・ソバ打ち体験授業
- ・小麦粘土を使った工芸授業

（誤って“口に入れ”たら大変！）

○給食当番の活動 触れても大丈夫？ 湯気は大丈夫？

※児童生徒に応じたきめ細かな配慮が必要



学校生活上の留意点：C運動（体育・部活動など）

■運動に関連したアレルギー

1 運動誘発アナフィラキシー

- 運動そのものの制限が必要。



2 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

- 原因となる食物を摂取したら、4時間（少なくとも2時間）は運動を控える。
- 運動をすることが分かっていたら、原因となる食物を摂取しないこと。



学校生活上の留意点：D 宿泊を伴う校外活動

二つの柱：食事の配慮 緊急時の受診先の確認と確保

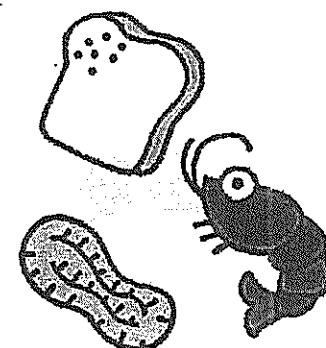
日常に比べ食物アレルギーの症状誘発が起きやすい状況にある。

■ 食事の配慮

- ・事前の宿泊先への依頼と提供する食事の調整
- ・保護者、宿泊先を交えて情報交換
- ・宿泊先の食物アレルギー受け入れ実績は要確認！
　慣っていない場合は事故発生率が高い。

■ その他

- ・食が関係する体験学習には危険が一杯！
- ・児童生徒だけでの食事が計画されている場合
　⇒ 緊急時の連絡方法を確認



学校生活上の留意点：D 宿泊を伴う校外活動

二つの柱：食事の配慮 緊急時の受診先の確認と確保

■ 万一の発症に備えた準備

- ・搬送する医療機関を調査・確認
- ・参加教職員全員が、食物アレルギー罹患児童生徒の詳細を把握
- ・場合によって主治医からの紹介状を用意
- ・「エピペン®」など救急治療薬が処方されている場合には、管理方法、発症した場合の対応を事前に保護者・本人・主治医・学校医との十分な相談

学校生活上の留意点：E その他

■ その他

学校に対して、該当児童生徒の注意点を記載してもらう欄

<記載内容例>

- ・誤食によってアナフィラキシーショックをきたす可能性が高く、症状発現時にはエピペンを2本以上使用する可能性が高い場合
- ・現在、自宅で食物アレルギーの治療として少量の原因食物を摂取しており（経口免疫療法）、過度の運動で症状が誘発される可能性がある場合
- ・ほかの児童生徒の給食にすぐ手を伸ばす可能性がある場合

